

## 令和3年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和3年10月12日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

### 4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

庶務係長 遠 藤 幸 廣

農地係長 富 塚 隆 則

主任主事 片 桐 圭 悟

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 納税猶予に関する適格者証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第3号 生産緑地の斡旋について

**三須清一会長** ただいまから令和3年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 大井栄一委員

6番 大炊三枝子委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定1件。

議案第4号「納税猶予に関する適格者証明願について」1件です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,010平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南南東側約1,070メートルに位置しています。

位置図は議案資料の 3 ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を贈与により移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第 2 調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第 1 号整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で、譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地も含め約 3.67 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 300 日で、妻が 270 日、トラクター、コンバイン等をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第 1 号整理番号 1 番「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第 1 号整理番号 2 番「農地法第 3 条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 1 号整理番号 2 番「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は8ページからとなります。

整理番号2番の申請地は〇〇字〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は1,860平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約355メートルに位置しています。位置図は議案資料の10ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で、譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約2.89ヘクタールで、農業従事日数は本人、妻が年間150日で、父が300日、母が320日、姉が100日で、トラクター、コンバイン、農業用自動車等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については、原案どおり許可することに決定

いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は15ページからとなります。

整理番号3番の申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は231平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約431メートルに位置しています。位置図は議案資料の18ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第1号整理番号3番について調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.13ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間230日で、子が120日、トラクター、コンバイン等をそろえています。

なお、当該地は昭和49年頃に譲渡人に譲渡され、現在も耕作されていますが、農地法をよく理解していないことから、許可申請をしていませんでした。

このため、始末書を提出していただいています。23ページに添付しています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会議の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は24ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は1,038平方メートルの所有権を移転し、資材置場とするものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約285メートルに位置しています。位置図は議案資料の25ページを御覧ください。

申請理由は、譲受人が所有している資材置場が手狭なため、隣接地の土地を購入し、資材置場として利用するものです。

なお、当該地は譲渡人が相続により取得し、道路との接続もなく、今後の管理に支障が出る見込みです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の立地基準は、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

また、平坦地で、埋立て等も必要がなく、雨水は敷地内自然浸透処理し、隣接農地所有者からは、事業内容を説明し、意見は特にありませんが、今後何かあった場合は対応するとのことです。

なお、当該地は平成20年頃から資材置場として利用していましたが、農地法をよく理解していないことから、許可申請をしていませんでした。

このため、始末書を提出いただいています。31ページに添付しています。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)」について審議します。

なお、〇〇委員が関係者となっております。

〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から

農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は32ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計2筆、合計面積が6,589平方メートルで、権利の設定を受ける者は株式会社中野ファームで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第3号、整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約35.99ヘクタールで、農業従事日数は本人、妻と子が年間280日、トラクター、コンバイン、農用自動車等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、質疑に入ります。

なお、先ほど申しましたとおり、〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（〇〇〇委員、退室）

**三須清一会長** 議案第3号に対する御意見がある委員は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。



(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇委員の入室を確認)

**三須清一会長** 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

下記のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年10月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

議案資料は44ページからとなります。

整理番号1番、当該案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が当該農地等にその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められるものであることの証明を行うものです。このことから、現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** それでは、議案第4号についての調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査をしました。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、〇〇字〇〇地先の畑3筆、〇〇字〇〇地先の畑1筆、〇〇字〇〇地先の田2筆、〇〇字〇〇地先の畑3筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、〇〇〇〇地先の田1筆、合計16筆で、合計面積は1万6,344平方メートルを、相続により継承することになったものです。

相続人の農業従事日数は、本人と夫が年間300日、トラクター、耕運機、農用自動車を

そろえています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。

証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分についてで、2件受理しましたが、整理番号1番については10月4日付、整理番号2番については10月7日付にてそれぞれ取消願が提出されましたので、受理いたしました。

報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてで、4件受理しました。

届出事由は、住宅が3件、敷地延長が1件です。

報告第3号は、生産緑地のあっせんについてです。

令和3年7月総会において、生産緑地に関わる農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇、合計2筆、合計面積は1,165平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は別紙資料の1のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇,〇〇〇万円、案内図は別紙資料3ページになります。

買取価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することになります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、10月22日の金曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から第3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第10回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。